

○芽室町営水泳プール設置及び管理条例

平成2年3月31日条例第33号

改正

平成4年1月30日条例第22号

平成8年11月8日条例第33号

平成15年12月24日条例第72号

平成17年10月4日条例第32号

平成18年12月11日条例第52号

平成19年3月26日条例第14号

平成24年3月21日条例第15号

令和元年8月21日条例第21号

芽室町営水泳プール設置及び管理条例

(目的)

第1条 この条例は、芽室町営水泳プールの設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町民の心身の健全な発達及び水泳の普及振興を図るため、芽室町営水泳プール（以下「町営プール」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 町営プールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
芽室町温水プール	芽室町東1条8丁目1番地

(職員)

第4条 町営プールに必要な職員をおく。

(管理の代行)

第5条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、町営プールの管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 町営プールの施設及び設備の維持管理
- (2) 第7条の使用の許可
- (3) 使用料金の収受に係る業務

(4) その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める業務
(開館時間及び休館日)

第6条 町営プールの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、委員会の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

芽室町温水プール	開館時間	午前9時30分から午後9時
	休館日	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）及び12月31日から翌年の1月3日までの日

(使用の許可)

第7条 町営プールを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、町営プールの使用が次の各号のいずれかに該当しないと認めたときは、使用を許可する。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 建物及びその備付物件をき損又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) その他管理運営上、不適当と認められるとき。

3 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第8条 町営プールの使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 町長は、国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用するときは、その使用料を免除するものとする。

2 前条の使用料は、町長が相当な理由があると認めたときは、減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責に属することのできない理由によって使用不能となったとき。
- (2) 第13条第2号の規定により使用の許可を取消したとき。
- (3) 使用者から使用開始の前日までに使用許可の取消し、又は変更の申し出があって、委員会が相当の理由があると認めたとき。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、その全部を転貸し、又はその権利を他人に譲渡してはならない。

(特別設備の許可)

第12条 使用者は、町営プールの使用にあたって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者を経由して委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者はその使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取消しすることができる。この場合、使用者に損害を及ぼすことがあっても町及び指定管理者は賠償の責を負わない。

- (1) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 公益上又は運営上やむを得ない理由が生じたとき。
- (3) 第7条第2項第1号又は第2号に該当すると認めたとき。
- (4) その他この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取消されたときは、直ちに使用の場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第15条 使用者が建物又は設備物件等をき損し、又は滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害額を賠償しなければならない。

(委員会による管理)

第16条 第7条、第12条及び第13条の規定は、指定管理者に代わって、委員会が町営プールの管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第7条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第12条中「あらかじめ指定管理者を経由して

委員会」とあるのは「あらかじめ委員会」と、第13条中「、指定管理者」とあるのは「、委員会」と、「町及び指定管理者」とあるのは「町」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第3条の表中芽室町温水プールの項及び別表（第6条関係）中芽室町温水プールの欄の規定は平成2年6月1日から施行する。

(既存条例の廃止)

- 2 芽室町営水泳プール条例（昭和41年条例第17号）は、廃止する。

附 則（平成4年条例第22号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第33号）

(施行期日)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表（第6条関係）中、団体使用料の欄の暖房料の規定は当分の間免除する。

附 則（平成15年条例第72号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第32号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の芽室町営水泳プール設置及び管理条例（以下「旧条例」という。）第5条の許可（旧条例第10条に規定する特別設備等の設置の許可を含む。）を受けている者は、改正後の芽室町営水泳プール設置及び管理条例第7条又は第12条の許可を受けた者とみなす。

附 則（平成18年条例第52号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第14号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第15号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月21日条例第21号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

別表（第8条関係）

茅室町営水泳プール使用料

(単位 円)

名称	個人使用料			団体使用料		
	当日券（1人1回につき）	共通回数券（12枚づり）	6か月券	1団体1回につき	専用使用加算料金（25mプール1時間につき）	
					1コース	全コース
茅室町温水プール	400	2,000	10,000	3,910	330	2,800

備考

- 1 団体とは、10人以上で使用の場合とする。
- 2 専用使用は、団体での使用の場合に限る。
- 3 25mプール全コースの専用は、大会使用の場合に限る。
- 4 共通回数券は、総合体育館との共通利用券とする。